

様式第3号 (第7条関係)

## 会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議保存樹小委員会
- 2 開催日時 令和5年5月24日(水) 15時30分から  
17時00分まで
- 3 開催場所 水戸市公園協会 2階会議室(水戸市千波町508-59)
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 小田倉康家, 沼田佳三, 稲石将人, 時沢義明, 中崎保洋,  
近藤禎二, 川上脩, 原口英史
  - (2) 執行機関 鶴井昭宏(公園緑地課長), 菅本智克(公園緑地課課長補佐),  
中村良太(緑化係長), 大森里穂(緑化係主事)
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 委員長及び副委員長の選任について(公開)
  - (2) 保存樹指定候補樹木の調査結果について(非公開)
- 6 非公開の理由  
水戸市情報公開条例第7条第2号に該当する内容についての審議であるため。
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 8 会議資料の名称
  - ① 水戸市緑化推進会議保存樹小委員会次第
  - ② 緑化推進会議条例
  - ③ 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

#### ④ 水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則

#### 9 発言の内容

##### 執行機関

定刻となりましたので、ただいまより水戸市緑化推進会議保存樹小委員会を開催いたします。

本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課緑化係長の中村と申します。よろしく願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

まず、本日の小委員会の出席者は8名で、委員8名全員が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本小委員会が成立することをご報告申し上げます。

それでは、お手元の資料を御確認ください。

まず、本日の「小委員会次第」、次に「水戸市緑化推進会議条例」、続きまして「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」、最後に「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例規則」以上の資料を配布させていただいております。もし資料が不足していた場合は、こちらの事務局までお申し付けください。いかがでしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

##### 執行機関

ありがとうございます。

なお、本日の小委員会の進行につきましては、小委員会次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは小委員会の開催にあたりまして、公園緑地課課長の鶴井より御挨拶申し上げます。

(公園緑地課長より挨拶)

##### 執行機関

続きまして、議題に入らせていただきます。本来であれば、ここで、水戸市緑化推進会議条例第6条第1項に基づき、小委員会委員長に議長を務めていただくのですが、今回は保存樹小委員会委員を新たに指名させていただいたため、委員長及び副委員長が不在となっております。新委員長が選出されますまで暫時、事務局で進行をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、「議案第1号」、委員長及び副委員長の選任を行いたいと思います。選任

に当たりましては、条例第7条第4項の規定により、委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」との声あり)

### 執行機関

ただいま、事務局一任とのお声がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 執行機関

ありがとうございます。それでは、事務局案としてですが、委員長を緑化推進会議会長の\_\_\_\_様、副委員長を緑化推進会議副会長の\_\_\_\_様をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 執行機関

ありがとうございます。それでは\_\_\_\_様、\_\_\_\_様よろしくお願ひいたします。\_\_\_\_委員、\_\_\_\_委員には、委員長席、副委員長席にそれぞれお移りいただきたいと思ひます。

本日の保存樹小委員会は「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき公開とさせていただきますので御承知おきください。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっております。附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。\_\_\_\_委員長には、後程、署名人2名を選出していただきたいと思ひます。

それでは、これからの議事進行につきましては、条例第6条第1項に基づき、委員長が行うこととなりますので、\_\_\_\_委員長に、議長として議事の進行をお願いいたします。

### 議長

はい。今御指名を頂きました、\_\_\_\_です。よろしくお願ひいたします。それではお話のありましたように、附属機関公開制度によって、会議録を公表することですので、署名人2名を選出しなければなりません。\_\_\_\_委員及び\_\_\_\_委員をお願いしたいと思ひますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

### 議長

ありがとうございます。それでは、\_\_\_\_委員，\_\_\_\_委員，よろしく願いいたします。

それでは、続きまして議案第2号「保存樹指定候補樹木の調査結果について」、審議をしまいたいと思います。

まず、1本目の開江町\_\_\_\_様のヤマザクラについてですが、保存樹として指定するにあたり、皆様の方で御意見をいただきたいと思います。

今日は現地ですね、所有者のお話も聞いたところですが、調査資料のとおり、(近くに)鉄塔があるところでしたけれども。調査資料の一番上に樹高が20mということですが、これは事務局でどのように測定したのですか。

### 執行機関

3メートルのスタッフを立てて、それをもとに見通しで20mという形です。

### 議長

それから、幹周は3.2mということですね。それから樹齢ですけれども、樹齢は所有者から聞き取りということですかね。

### 執行機関

はい。備考欄にも記載しておりますが、所有者の方からの聞き取りによるものです。

### 議長

あとはですね、現地で枝ぶり等を観察したんですけれども、調査資料の備考のところにもありますが、かなり道路のほうにはみ出しているということがありますね。それで、調査資料の2ページ後ろのほうに、道路の樹木の剪定及び伐採等のお願いというようなものがあると思うんですけれども、ここに樹木の絵が描いてあるんですけれども、この絵の程度の枝ぶりではなくて、はるかに道路のほうに被さっているのが現状だったような気がするんですけれども。

そのような部分も含めて、皆さんから御意見を頂きたいと思っております。

### \_\_\_\_委員

いいですか。いま委員長からも建築限界の話がされたんですけれども、車道の場合高さ4.5m内ということですが、それをクリアしていれば上はいくら出ても

良いということになっているんですか。

### **執行機関**

4.5m以上であれば上に出ても差し支えはないのですが、ただ、通行人とかの邪魔にならないように、というところではあります。

### **\_\_\_委員**

なるほどね。とりあえずは大丈夫なんですね。あの木は大丈夫なんですよ。

### **執行機関**

今回のヤマザクラはクリアしていない部分があります。4.5m以下に入ってきている部分があって、あとは道路を挟んで反対側の、別の方の所有地のほうにも入ってしまっている部分があるので。

### **\_\_\_委員**

息子が畑やっているとかが言っていたほうかな。

### **執行機関**

田んぼ側ではなく、水戸市道側のほうです。

### **\_\_\_委員**

話を聞いたら、息子が畑をやっていると。そっちのほうだよ。

### **執行機関**

ブロック塀があったその先にまで伸びている部分があったので。

### **議長**

ブロック塀を超えてますよね。

### **\_\_\_委員**

写真だとどのあたりですか。

### **執行機関**

写真だと、資料の写真の左下のあたりにグレーのブロック塀のようなものがあると思うのですが、コンクリートの塀ですかね、その先まで結構枝が伸びています。ですので、道路法に加えて、別の方の所有地に入っているというところ

ころも問題としてはあります。例えば、その部分を伐採、手入れしたとしても、景観上よろしいものなのかというところを考えていただければと思います。

## 議長

あとは枝の状態もありますよね。枯れている部分も一部ありましたか。

## \_\_\_委員

枯れているところがありましたね。この写真で言うと、左のほうは完全に枯れて、右のほう、田んぼのほうに向かっているやつは生きてはいるけど、こっちから見えないけど半分は枯れているんじゃないかな、という感じ。

## 議長

そのほかにはどうですか。

## \_\_\_委員

結局はこれ、立地の場所があれだよ、きつとね。木そのものはヤマザクラで結構な姿だと思うんですけどもね。まだ力もあるみたいだから。

## \_\_\_委員

今の、車とか人の建築限界の話とか、隣の敷地に出ていますとか、そういうところは、指定されたら、木の剪定をすとかそういう話は（所有者に）言ってあげるんですか。

## 執行機関

それを条件で良しとするかどうか、というのはあると思うのですが、あとは苦情がきて、通行に迷惑になるという話があると、保存樹に指定された後でもバッサリ切らなければいけないというところがありますし、現時点では通報等が入っていない状態なので、あの枝ぶりなんだと思います。

今回もし指定するとなったときに、そこの伐採を条件にするかどうかというところもあると思うのですが。あとは伐採してしまった後ですと、今とはまた景観が違うので。

## \_\_\_委員

このような法令がありますよという話はしていないということですか。

## 執行機関

いまのところはしておりません。

### \_\_\_委員

わかりました。いままでそういった関係で、見たときにはどうかかなと思った場合でも、委員会としては認めるというような経緯はあったのでしょうか。

### 執行機関

これまでは、条件付きとかは無いです。

### 議長

条件がクリアできないものはここでOK出せないですよ。そのための委員会だからね。

### \_\_\_委員

以前近くで（申請があった）ハナミズキも、やっぱり民地にかかっててというのがありましたよね。

### 執行機関

2回前くらいですね。緑岡の。

### \_\_\_委員

あれも結局道路というか民地にかかってて。

### 議長

これを認めると、水戸市の認可を得たということになってしまいますよね。そうすると難しいから、やはりふさわしくないという形になると思うんですけども。

### \_\_\_委員

ちなみに参考までにヤマザクラで水戸市で保存樹に指定されているものは他にもあるのでしょうか。

### 執行機関

ヤマザクラは珍しくないので何本かあります。初めてではないです。もっと樹齢の古いものが指定されていたと記憶しています。100年以上のものが。

**\_\_\_委員**

わかりました。

**\_\_\_委員**

実際には、切ったりしていると、指定しづらいというところがありますね。今までの流れを見ていると。やはり、基本的には自然の樹形を保っていて、それで、この先もしっかり保存してほしいですというところが委員のほうからもあれば、指定しましょうと。その時に、例えば自分の家の屋根にちょうどかかっているようなものがあるって、建物そのものとの関係で、あの枝だけは落としたんです、というようなものもあったんですね、常澄のほうに。クスノキかなにか。それはまあしょうがないんじゃないんですか、というふうになりましたけど、そのほかは全部自然樹形で、という方がいて。その時はそういう意味で指定しましょうと話になったという経緯はありますけども。基本的にはなにもやらないということです。今までの流れを見ていくと。

**議長**

そうすると、保存樹としてふさわしくないということでもいいのかな。

**\_\_\_委員**

あと一点、市民が見に行きにくいですよ。クスノギの林の奥にあるので見えない。細い道を入れていくと見えるんですけども、道も無いし駐車スペースとかも無いので、そのへんがちょっと景観的にですね。樹形もそうですし。

**\_\_\_委員**

それもありますよね。

**\_\_\_委員**

そのへんをちょっと、理由に加えたいです。

**議長**

この小委員会から緑化推進会議にあげるんでしょ。

**執行機関**

そうですね。こちらでの決定を、緑化推進会議に報告するという形ですので、こちらで適切か不適切かの答えを出していただければ。

## 議長

そうすると、どうですか。ふさわしくないという形でよろしいですか。

## \_\_\_委員

立地条件ですか。隣との敷地とか、場所的に。あその場所だと、\_\_\_委員も言ったように、市民の方が触れることができるというのが条件ですから、ちょっと場所が、ということになってしまう。

## 議長

立ち位置の問題だよ。そういうことを踏まえていかなのか、と。

## \_\_\_委員

私が現地において見ていたのは、所有者からクヌギの話が出ましたよね。クヌギも随分きれいな姿で残されているので、あるいはそのサクラ一本だけでなく、その全体として保存したいんだというような話でもあればまた違ってきたのかなと思いますよね。それこそ樹林地の小さいバージョンじゃないですけど。

## 議長

樹林地の一角としてね。

## \_\_\_委員

そういう話でもあればね。

## \_\_\_委員

カシノナガキクイムシが来ちゃうんじゃないですか、クヌギは。結構大きいクヌギがやられている最中なので、ちょっと心配ですね。

## \_\_\_委員

たしかに太い木だと余計心配ですね。

## \_\_\_委員

熱心に管理されているので、そのへんがちょっと。説明もしてくれたし。申し訳ないけれど。いかがですか。

## \_\_\_委員

規定に合わせて枝を切っちゃったのではね。いま現状であの近隣に迷惑がな

ければ現状のままのほうが見た目は良いだろうから。

**\_\_\_委員**

ですからさっき話のあった、隣の敷地、所有者が違うところに越境しちゃってるといって、これはやはりちょっと問題ですもんね。

**議長**

そこは間違いなく切ってもらえるようになる。

**\_\_\_委員**

そうすると、切ると切ってしまった木、ということになるし。

**\_\_\_委員**

手前のほうとかなくなるよね。形状的に。

**議長**

そうしますと、保存樹としては不適ということではよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

**議長**

では、そのような形にしたいと思います。

それでは、次の\_\_\_様所有のケヤキですが、保存樹に指定するにあたり、御意見はございますか。

これも農道の脇にあったのですが、敷地の中のほうになるんですけども、一部枯れているところもあったんですが、皆さんの御意見を頂いてまとめたいと思います。おっしゃってください。

**\_\_\_委員**

今、このサクラに関してブツブツやってしまうのが目に見えてたのでは、と言っていたのと同じで、かなり切り込んじゃっているんですよ、このケヤキ。葉っぱが出ているので、写真で見ている分にはあまりあれなんですけど、傍に行ってみると、やっぱりかなりバツバツいっちゃってるので、どうしたもんかな。

あと、頭のほうで枯れ枝がえらい目立っているし、これはどうしたもんかな、って気がしますね。もともとの枝がちゃんと残っていれば、まっすぐ素直できれいなケヤキだったんじゃないかな、と思うんですけど、いろいろな事情があるの

でしょうから、立地上の。バツバツやっているので、そのあと枝は増えてかなり回復してはいるけど、ケヤキ本来の姿じゃなくて、造園業者の畑にある姿なんだよね。だから、あの手の形のものを、いま指定してしまうとどうしたものなのかな、俺ん家も俺ん家も、の話にならないかな、と。

### 議長

これ樹齢は分からないって書いてあるけど、幹周りが3mって、大体、年数で言うところのどのくらいになるんですか。ケヤキの成長的に。

### \_\_\_委員

いやあ、わからないですね。

そんな過酷な条件で育っているわけじゃないでしょうから、そんなに古くはないと思いますね。

### \_\_\_委員

たしかに枯れている部分もあって、あれは、手入れが悪くて枯れてしまう、原因はそういうこともあるんですか。素人だからわからないんですけど、普通に手入れすれば枯れることもなくいくのが、なにかうまく手入れしていない結果としてそうってしまったとか、そういうことなんですか。

### \_\_\_委員

いえ、そういうことではないと思います。やっぱりあの、周りをいじってますよね。道路舗装とかそういうのもやってるし、あと他のところもどの程度いじっているのか分からないですけど、土をいじっている関係があると思うんですよ。その根の傷みが上に出てきているんだと思います。

### \_\_\_委員

ということは、これからもっと枯れてくる可能性もある、と。

### \_\_\_委員

可能性はあると思いますね。ほかもいじってるしね。だから本当に、あれだけの木になれば、下の根はどこまでいっているか分からないくらいになっているはずですから、それなりの傷みが出ているんだと思うんですけども。

### \_\_\_委員

あともう一つが、美的な云々という話、たしかに枯れ枝があるのが、これどう

かなあ、と、一般的にそういう風にみられると思うんですけども。今日すごく風が吹いていて、遠くから見たときに、逆にそのはみ出ている2本の枯れ枝があって、風が吹いていて、なんというか、風とケヤキじゃないですけど、それは枯れている云々ではなくて、私は、それはそれで良いのかなと思ったんですけども。やっぱり枯れ枝はふさわしくないということでの話であれば、やっぱりまずいのかな、というのが私の感想なんですけれども。

## 議長

枯れ枝が景観を損なっているのだろうと。

## \_\_\_委員

一般的にはそうなんだろうなと思いましたけど、ただ遠目で見たときに、それはそれでありなのかな、と感想を持ちました。

## 議長

どうですか。枯れ枝があそこにあって、あれが今問題になっているんですけども。保存樹としてどのような評価をするか。

## \_\_\_委員

枯れ枝だけじゃなく、結局、一回切ったことによって、形が崩れているわけで、上のほうでおかしなふうに（枝同士が）食い込んでいたのがあったんですよね。その切り込みしたのが（原因で）、結局、そこだけが（樹勢が）強くなって、左方向に強く行っちゃったのかな。本来であればこの奥にあったようなケヤキの姿のほうが、あれが太ければ、ああいう姿のやつのほうが、保存樹としては良いのかな、と。

## 議長

切ったことによる弊害が出ているということですか、いまのお話は。

## \_\_\_委員

そうですね。道路際の立地の関係でね。

## \_\_\_委員

大きくなりすぎたって切ったのかも、枝が道路に張り出してきたのか分からないですけど。切らなければ結局、素直にいったんでしょーけど。

**議長**

まわりもかなり切っておりますけどあれは何でしょうね。

**\_\_\_委員**

わかりませんよね。あのケヤキを保存したくてやったのか、わかりませんね。

**\_\_\_委員**

この木の後ろにはなにかあったんでしょうね。奥はなにか茂ってたんでしょうね。竹とかなにか。

**議長**

やっぱりそうするとあれかな、あまりふさわしくないということではよろしいですかね。

**\_\_\_委員**

あの、きっちり綺麗にしてあるのであればまた話は別なんでしょうけど。

**\_\_\_委員**

ただ、一度切って（芽を）吹いて、それをもう少し将来の樹形とかを考えてまたその中で剪定をかけて、このまま大きくしていくんだと。20年経った後に申請してくれれば、合格かもしれないですね。20年待ってもらえば。

**\_\_\_委員**

このままの形ではだめだということですね。

**\_\_\_委員**

ちょっといいですか。木の姿が悪いと思うんですよ。ケヤキ本来の樹形が。そういうところを一度ね。

**議長**

じゃあ、こちらは不適だと。保存樹として適当でないという形でよろしいですか。

（「異議なし」との声あり）

## 議長

ありがとうございます。

それでは、次は藤井町の樹林地なんですけれども、これは所有者が同じなんですか。

## 執行機関

はい。飯富町のケヤキの木と、藤井町の見ていただいた樹林地の所有者は同じ方になります。

## 議長

これはですね、あの場所に行って中に入って行ったわけなんですけれども。あの場でもいろいろ意見は出ましたが、もう一度おさらいがてら、問題点とかよかった点とかをもう一度言っていたらいいかな。

これ樹林地の規格というのはどのようになっているんですか。

## 執行機関

樹林地の指定基準というのが、まず面積が 500 m<sup>2</sup>以上だということと、それに加えて、健全でかつ良好な自然環境を形成していること、という言い方をしているんです。

## 議長

健全で良好。

## 執行機関

はい。健全で、良好な自然環境であること、ということになっております。面積要件とかはもちろんクリアしておりますが、健全な自然環境であるか、ですとか、市民の方に親しみやすいかどうかとかアクセスしやすいかどうかとか、そういうところでの観点からも御意見がいただければと思うんですけれども。

## \_\_\_ 委員

やっぱり間伐をやらないとだめだと思うんですね、木っていうのは。何年かおきに間引くんですね。それがなされていないというのが。

## 議長

木を植えたままそのままになっている状態でしたよね。

### \_\_\_委員

一部部分的に使ったのか分からないですけども、切ってあったりして、そのほかは間伐が入ってなくて、込みあってましたよね。

### \_\_\_委員

これ人工的に植林した人工林そのものですよ。いま\_\_\_さんがおっしゃったように、手入れがちゃんとなって、その一角で立派な杉が育って、それも売らんじゃなくてそのまま自然経過の中で残していきます、という意志でもあれば、それは、周りの同じような杉の植林、人工林とはそのへんがあそこは違うんですという話が出てくるかと思えますけど。そういうのも無く、現状では、人工林の一部で、足を一步踏み入れた瞬間に、すごく違和感が私にはありましたから、水戸市で言っている樹林地とは違うのかなと感じましたね。

### 議長

樹林地としてはふさわしくないという形だと思うんですけど、いかがですか皆さん。

### \_\_\_委員

いま出ている意見とほとんど同じなのですが、やっぱり入って行くと、外から見ても同じなのですが、人工林に見えると。そういうところを保存樹林として基準に合うのかどうか分からないので、樹林地としての保存というのは、どういう状態で指定されているのか、今までの例があると思うのですが。

私自身は、普通の樹林地で、あそこを指定するんだったらば、近いようなものが全部対象になってしまうのかな、という印象は受けました。ですから、ちょっとこの今回の保存樹林にふさわしいかどうか、私には分からないですね、そういう印象です。

### \_\_\_委員

配布していただいた「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則」の第2条の2項の(2)にある、生垣をなす樹木の集団で、という文言がありますが、ある意味人工的に植えたものでも、自然に生えたものだけではないと思うんですね。例えば庭木として植えていたのが、おじいちゃんおばあちゃんが植えたのが、そのあと大きくなって、それも人工的に植えたものだと思うんですよ。それは植え方がどうこうという話になってくるので、あくまでも自然に出たものだけが対象ではないと思うんですよ。

## \_\_\_委員

そうではないと思いますね。

## \_\_\_委員

問題は、私が見た感じ、入り口の右側のところが、新たに最近一回伐採して植林しなおしたところに見えるんですよね。あのスギが、有価物かどうか、有価物扱いするのかどうかで変わってくるのかと思うんですけれども。自然環境を形成しているとは思いますが。ただ、スギの伐採をしていた部分的なものを有価物として出して、また植えなおして、というのを自然の循環とは違うサイクルをやっているところを入れてもいいのかどうか。

## \_\_\_委員

やっぱりこれ、有価物でしょうよね。さっきちょっと言っていたのが、そういう風に使ってたんだけど、ちゃんと手入れした結果、残されたものが、この一角は有価物という考え方じゃなくて、この先ずっとこのまま自然の、市民の憩えるような場所に、そういう一角にしたいんだということがあれば、それは人工のスギ植林地ではなくて、まさにここで言っている樹林地という範疇だと思うし。それはさっき\_\_\_さんが言った、庭木で植えていたものが、そのまま庭木じゃなくて大きくなって、雑木林のような景観が出てきたというときに、それは庭木扱いというよりは一角の樹林地ということで。そこでやっぱり市民の人がなにか関与できるようなものがなければだめだと思うんですよね。だから、そういう考え方の中で、申請してきているならまた話は別だと思うんだけど。今、この一角を、と言って見させてもらった範囲では、あの周りの人工植林地の一角にし過ぎないようにしか見えなかった、ということです。

## \_\_\_委員

あの場所って、樹林地というよりも保護地区の指定基準のほうに該当するんですか。

## 執行機関

いえ。「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則」の第2条の2項に書いてある保存樹林地の指定基準は、という部分になります。

## \_\_\_委員

3項というのは保護地区の指定基準というのは。

## 執行機関

保護地区はまた違います。今回は保存樹林地のほうです。

## \_\_\_委員

手前側は完全に人工的に植えたという感じに見えたんで。

## \_\_\_委員

スギだったらまず人工林じゃないですか。

## \_\_\_委員

生垣について書いてあるのは、生垣の補助をやっているからそれだと思えます。今回はそれじゃないですよ。人工的なものが指定されてもいいと思うんですけど。他が本当に普通の樹林地なので、じゃあ全部指定するんですか、という話になりませんか。

## \_\_\_委員

ここに書いてある文言自体は、申請者の方に見せると、満たしているんじゃないかという感じになっちゃうと困るかなと。

今回は面積が 500 m<sup>2</sup>以上あって、生け垣をなす樹木の集団で、と。

## \_\_\_委員

いや、生け垣はまた別ですから。

## 執行機関

保存樹と、保存樹林地と、保存生垣というのがあるので、また保存樹林と保存生垣は別で、おそらく、ここにある生垣をなす樹木の集団というのは、保存生垣のことを指していると思います。

## \_\_\_委員

じゃあ今回はこれではなくて、面積が 500 m<sup>2</sup>以上の樹林地ということですね。わかりました。

## 議長

そうすると、不適とする場合は、500 m<sup>2</sup>はクリアしているけれど、理由としては、有価物を育てていたところを申請したように感じるんだけど。

**\_\_\_委員**

特別にあそこだけが、という感じではなかったですよ。道の反対側も同じような。

**\_\_\_委員**

道の反対側に若い木の雑木林の感じが残っていたでしょ。あのほうが逆に樹林地、もっと頑張ってお刈りとかやって、もっと市民が憩えるつもりならば、そういう場所を提供してくれるという。

**\_\_\_委員**

あそこの雑木林が元の原生林のような。

**\_\_\_委員**

だったんでしょうね。

**\_\_\_委員**

そこらへんがキーワードじゃないですか。市民に親しまれる樹林地としてはちょっと認められないという。一般的な造林地であり。

**\_\_\_委員**

市民に親しまれるというのはどこに書いてあるの。

**執行機関**

樹林地の条件としては、設定基準はまず健全でかつ良好な自然環境を生成していることとということがあるのと、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」というのがありまして、今日は添付していないのですが、読ませていただきます。保存樹林地とは、「樹木を集団で生育している土地またはそれに隣接している土地がこれと一体となって良好な自然環境を形成している地域で保存することが必要な樹林地」で、ちょっと分かりづらいのですが、別に人工かどうかというのは問われてはいないです。

**議長**

地域で保存ということは、あの地区、藤井町あたりがみんなバックアップしているという意味かな。

**執行機関**

その自然環境を守るために、地域になくてはならないような影響を及ぼすような樹林地だということだと思われます。そこは確かに定義がされていれば、例えばあそこが林ではなくなってしまうとかなり影響が出ちゃうのかなということで、条例には一致しているのかなと私は思います。

#### \_\_\_委員

その話が前も出たんだと思います。樹林地は。

#### 議長

樹林地の手入れがされているかというところがよく話題になると思うのですが、手入れがされている状態というのはどういう状態かなってちょっと思うんですよね。あそこの林の間伐は、適宜やったのか、昔やったのか分かりませんが、最近はあまりやってないような気がしますよね。それから、下草は刈ってないですよね。ですから、手入れというのは、そこまで刈り払っちゃうのか、ということなんです。多分一番困るのは、常緑樹の苗が飛んできて、藪を作っていくってしまう、そういう状態になるとこれはかなり立ち入りもできなくなりますから、あの状態だったらまだ荒れているとまでは言い切れない状態です。中を見通せますから。ただ、手が行き届いている林かと言われると、なんとも言えないです。また、これからどうなっていくのか。緑地として保存する、確かにあそこを全部伐採してしまっても緑地じゃなくなってしまうから、それはして欲しくないなと思いますけれども。

#### \_\_\_委員

もし仮に樹林地として指定したとしたらば、あの木はもう切って売るなんてことはできないです。そういうことも申請者は考えているのかどうか。

#### 議長

伐採して売りたいときには指定を解除すれば良いうてことになります。解除は簡単にできますから。

#### \_\_\_委員

なんかそうすると、ほかの区域も、さっき話が出たように、うちもそんな感じなんですよ、となりますよね、これ。じゃあうちのところと、どんな差があるのかと逆に突っ込まれちゃうんじゃないですかね。

#### \_\_\_委員

指定するためのあえて際立った理由があるのかと言われるとちょっと、私には思い浮かばなかったですね。向い側のコナラ林のほうが、自然状態がいいのかななんて思うのですが。あれも元々は植えたもので自然ではないといえば自然ではないと思うんですけどね。

### \_\_\_委員

さっき話出ましたけれども必ずしも元々手を加えないものではないと思うんですよ。元々は違ったけれども、それが育って自然の姿を自分で作り出しているようなものは自然として扱っていいと思うんだけど、スギの木のところだって、将来的にそういう姿になっていくんだということを思って申請されているのであればいいんですけど。

むしろこれは逆にあれですよ、そういう意味で、指定したとしたら今度は積極的に間伐をやっていかなきゃいけないですよ、これね。

### 議長

そうですね。倒れている木もあったでしょ、樹林の中に。いわゆる枝折れじゃないけれども、倒木しているのが。あれを見ると、手入れしてないなって印象を受けるんですけどね。そうすると、健全でないということになりますよね。

### 執行機関

ちょっとよろしいですか。いま確認しているのですが、事務局のほうで大きな勘違いがありまして、現地で車を止めた道路から見ていただいた左側だけが対象で、右側の植林していたところは違うのではという恐れがありまして。私共の確認不足で大変申し訳ないのですが、入って行った左側だけが今回の対象地という。

### \_\_\_委員

入って行って家に向かって左側。

### 執行機関

道路入って行って左側部分のみです。すみません。右側もだってお話ししちゃったんですが。

### 執行機関

確認しました。所有者は同じなんですけど、樹林地として申請したのは車を停めた左側だけだそうです。あそこ一帯は、今回申請しているところ以外もすべて所

有者は同じらしいのですが、今回指定してほしいのは、皆様が歩いたところの左側のみだそうです。大変失礼いたしました。すみませんでした。

**\_\_\_委員**

だから右はきれいにしてあったと。

**議長**

左側に、要するに倒木した木が斜めに二本あって、管理してないなって私は印象をね、持ったんですよ。

**\_\_\_委員**

ただ、さっき言われましたように、あれぐらいはまあ普通というか、管理がめちゃくちゃ悪いわけでもない、樹林としてはね。

**\_\_\_委員**

逆に綺麗なほうだと思います。

ただ、今倒木の話も出ましたけれども、もう一つは、未消化な、と思われる細いスギの木が結構ありましたね。本来ならとっくに間伐されているような個体だと思うのですが。直径数センチくらいの結構細いスギがずいぶんありましたね。本来なら切っておくべきものですよね。

**\_\_\_委員**

そうですね。

**\_\_\_委員**

ですからそのへんをちょっと、まあ手入れっていうのがどういうことを言うのかっていうのがちょっと私も疑問は持っているんですけども。

**議長**

そうすると、混在しているという状態だね。

**\_\_\_委員**

でもそれって、考え方によっていま話しているけれども、全部が全部綺麗にしていればいいのかということそうではなくて、自然に出たものは活かしてっていうのが。逆に言うと材として売るのであれば、綺麗にしていると思うんですよ。他の木に影響出ちゃったりするんで。そうじゃないからやってないということ

も言えるのかと、分からないですけど。

私、入って行って右側を見ちゃったんですけど、右側は比較的綺麗にしている、もう売りに出すような感じ。逆に今回の申請場所って、残っているんですよ。本当にその戦後に植えてこれからもずっと保存していこうと思って申請したのかどうなのか。いま太陽光でバンバン伐採して切り出しちゃっているところも増えているみたいですから。そういうようにしないように残そうと思っているかどうかというところが分からないから何とも言えないですけども。

比較的、私が見た感じでは山としては綺麗なほうだと思います。放置しているような感じではなく、右側は完ぺきに有価物として作っていたので、逆に左側はちょっと違うのかな、自然な感じにも見えたので。綺麗に残していきたいという考え方なのかどうかというところもあるし。こっちのほうもそうなんですよ。

### 執行機関

そうですね、所有者としては、藤井町から城里のほう、十万原のほうに抜けていく道の左側の山一帯は、40,000 m<sup>2</sup>から 50,000 m<sup>2</sup>くらいはすべて同じ所有者の方の、\_\_\_\_さんの所有地というところなんですけれども、今回はその一部、ということで申請が上がりました。

### \_\_\_\_委員

ここを認めちゃうと、あとがどうなのかというのものもあるし、さっきの有価物、スギってやっぱり、私もスギを伐採して有価物として出したりなんかもして、最近はやっていないですけどもあったんで、どうしてもそういう風に見えちゃう部分もあるんですけど。ただ、戦後に植えたとしても、これをずっとそのままの環境のまま残したいという思いがあるのかどうかというの、ちょっと思うところもあるんですけど。ただ、ここを認めちゃうと、似たようなところがあるので、そこを全部認めざるを得なくなるというような前例になっちゃうから、躊躇しちゃう部分もありますし。

### 議長

あそこすべてが樹林地帯だよ。それがいくつかの区画に分かれているうち、そこだけが水戸市の保存樹林地になっちゃって、他がならないってなると、そこだけが残っているならいいんですけど、見比べちゃうと、なかなか難しいのかな。今の話だと。そういう、理由付けというのは。

### \_\_\_\_委員

難しいと思いますよね。

**\_\_\_委員**

公園なんかでもスギ林を残して綺麗にしているところもあるし。比較的綺麗な雰囲気だし良いところだなと思ったんだけど、有価物に見えちゃうんですよね。仕事柄なのかな。

**\_\_\_委員**

どう説明したらいいんですかね、本当ね。

**\_\_\_委員**

なんて言ったらいいのか、説明がつかない。自分が地主だとして、左は自然のままですそのまま残して、右はもう切り出して、材にしちゃったりという風に考えているとすれば、それはそれで住み分けしてやっているんだといわれちゃうと、どうしようもないんだけど。

**\_\_\_委員**

だから、そういう意図があって、将来的な考え方があって申請してきているんですよというものがあっても、同じような程度のもって他にあるんじゃないかと思うし。ありますとは言わないけどね、見てるわけじゃないから。それで、樹林地として指定するだけの、他との差別化って逆になにが見出せるの、という話になる。もっと差別化できるようななにかが見えてるんだっただけいいんだけど。

**\_\_\_委員**

各地に、やっぱり林業地には有名な造林地とかがあって、島根の（樹齢）200から300年のものがちゃんと管理してある樹林があつたりするんですけど、それから見たらこちらは別に同じような、一般の造林地なんで。これがもっとね、\_\_\_さんが言ったような、100年経ってもっときれいになってくれば、それはそれで残す価値があって皆さんに見てもらいたいものだと思うんですが。このままではまだちょっと。

**\_\_\_委員**

さっきのケヤキじゃないけど、あと20年ちゃんとやってもらって、それなりのケヤキの姿が見えてきたんだっただけなら、その時点での指定はあるんですけど、それと同じことがここにも言えるんじゃないかと思いますよね。

## 議長

これ2年に1回だよね，申請はね。

## 執行機関

はい，そうです。

## 議長

だから，今回見送って，まあ2年では回復しないけれども，再度出すって人も中にはいるんでしょ。

## 執行機関

いらっしゃいます。

## 議長

いるでしょ。ね。それでもおかしくないですよ。

## \_\_\_委員

でも2年で変わらないでしょ。

## 議長

所有者から話が聞ければよかったけれど。まあその，事務局のほうで話は聞いたんでしょから。

## 執行機関

先ほどお話し聞いた感じだと，手前にスギの木とかが生えているんですけども，奥には太くて立派なサクラの木があったりもするんです，というお話もあって。ただ，木単体ではなく今回は樹林地としての申請ですので，1本1本の木が立派にあったとしても，樹林地としてどうなのか，という判断になってくるとは思います。PRポイントとして大きな木がある，と。中に入っていけないと見られないみたいなんですけど，道沿いではなく，樹林地の中に入っていけば，そういうのもあるというお話もありました。ただ今回は保存樹としての申請ではなく，樹林地としての考え方にはなるので，そこをどう判断していただくかというところになるんですけど。

あとはさきほど現地で，スギの木が手前にあるからそこが目立つという話があって，いま水戸市全体で減ってきている木が生えているような樹林地であればもっと差別化できるという部分で，判断基準としてあればいいんじゃないの

かな、というお話が現地であったりもしたんですけれども、木の種類とかも、見た目とか、今後保存していくというところで判断していく材料にはなるんでしょうか。

### \_\_\_委員

私はあまり木の種類は関係ないと思いますけどね。ただ、スギの木だとさっきお話があったように、ある程度のものでないと、とは思いますがね。だから例えばケヤキだって綺麗なケヤキがあって、このくらいの太さの木があって、保存という話になる、ってことでしょうか。

### 執行機関

木の種類というよりはかは一帯でどうか、と。

### \_\_\_委員

太さだのなんなのっていうのが、やっぱりこう古木の部類に入ってくるものが一つありますよね、イメージとして寸法を見ただけで。だからやっぱり、なんか表現できないね。

### \_\_\_委員

樹林として従来指定されている例がいくつかあると思うのですが、それらの例っていうのはどういう実態と言いますか、今までのものはこれと比較した場合に、たぶんたくさんあると思うんですけど。

### 執行機関

いま、箇所数としては143箇所、樹林地としてはあるんですけども。過去に(指定)している経緯を見ますと、今回よりももっと荒れちゃっているようなところとかももちろんあるとは思いますが。

### 議長

143箇所樹林地があるんでしょ。それをもう一回見てくることも可能なんですか。そこと比較するわけじゃないけど。

### 執行機関

今までの指定してきた保存樹林地は、本当にただの林みたいなところもたくさんあるのが実情です。

## \_\_\_委員

この間の千波のところは、あれもそうだよ。そういうところよりは綺麗にしている。

## 執行機関

参考事例を見たいということであれば、そこを案内することも可能です。ただ、あまり期待に応えられるかということ。

## 議長

だから今日は保留にして、別途見てから。分からないから。

## \_\_\_委員

保存樹林地で指定した当時は、想像ですよ、あくまでね。想像ですけど、ある程度それなりに下刈りでもなんでもやったりして綺麗な感じに保ってたんだと思いますけど、それを見て、何十年か前は保存樹林地に指定して、ってやってたのかもしれないけど、そのあとやっぱり時間の経過で、ちょっと手入れしないとすぐ荒れちゃうんですよ。だから今のを見に行っても全部荒れちゃって、みんな悪い例にしか見えないと思うんですよ。だって、代が変わっちゃったら、なんにもやらないですからね。だから結局指定したらばそのままずっときちちゃってる、というのは本当の姿だと思いますよ。

## \_\_\_委員

お金払っているからやらないと。

## 執行機関

いや、特にないんですよ。保存樹林地は10㎡で75円、市から管理の足しにしてほしいと出すんですけども、それをもって義務が発生するわけではないんですよ。手入れを必ずやらなければいけないというものではないので。あくまでも、所有者様のお金になってしまいます。もちろん、私共としては綺麗にしてほしいですけども。

## \_\_\_委員

手入れの費用に充ててもらおうというわけではないんですか。

## 執行機関

そういうわけではないです。

**\_\_\_委員**

保存樹も，樹林地も。

**執行機関**

管理に充てて使ってもらえれば幸いです。

**\_\_\_委員**

すみません。その時だけにお渡しするんですか。

**執行機関**

毎年です。

**\_\_\_委員**

年一回。一生涯もらえるってことですよね。

**執行機関**

微々たるお金で，樹林地ですと平米 75 円で，今日見ていただいた広い面積ですと，年間に 10 万円くらいにはなりません。保存樹のほうはもっと安くて，1 本 3 千円です。年間で。10 年間で 3 万円くらいなので，樹木の管理の足しには不足するかなという感じですよ。

**議長**

だけど今回はかなり面積広いでしょ。これだけ広いのはこれまでなかったでしょ。

**執行機関**

広い部類ですね。

**議長**

だって 1.5ha だからね。これだけ広い樹林地今までなかったよね。広ければ広いほどやっぱり管理がうまくいかないことになるでしょ，どうしても。難しいね。

**\_\_\_委員**

私は委員会 2 回目なんですけど，前に千波湖の，梅香のところ，あそこなんか

よりはこちらのほうがなんとなくスッキリした感じなんだけど、場所が結局山の中で、同じような環境のところがいっぱいあるじゃないですか、今日行ったところは。でも、前回行ったところは、そういったところでなく、風致地区っていうのもあると思うんだよね。場所場所によってやっぱり、周りの環境によって変わっちゃうから、あの場所がもっと水戸市の中心部のほうで、周りが市街地のところだとすれば、また違って見えるのかな、と。

### 議長

あそこ保存樹林に指定された後、何回か通るんだけど、綺麗になったなって印象を受けるんです。少し管理してるのかな。

### \_\_\_委員

そうですか。

### 議長

そう。

### \_\_\_委員

荒れてましたもんね。すごく。

### 議長

そう、荒れてたんですよ、かなりね。そういうことがあったので、地主がやったのかなと。管理人がやったのかなと思っているところはあるんだよね。今回はそういうのは山奥のほうなので、なかなか難しいかなと。

### \_\_\_委員

場所が場所だから、周りが同じようで、隣合わせで同じようなところがあるから、そうなんですけど。憩いの場としては、私が行った感じは意外と綺麗な感じで指定するもの良いかなと思った部分も正直あったんですけど。ただ、道挟んで反対側も同じような感じなので、全部が全部になっちゃったらどうなのかな、って基準がちょっと分からないですよ。

### 議長

難しいよな。

### \_\_\_委員

調整区域と市街地ではやっぱり違うので。どうなんですか、水戸市でもどんどん開発がかかって、あっちのほうの山が切られて団地ができたり太陽光ができたり、しばらくぶりに奥のほう行ったら変わっちゃったんですけど、こういったスギ林がいままでやられたところもどんどん開発かかって、山がどんどんなくなっちゃっているところで、この十万原のほうはまだ少し残っているわけですよ。どんどんそれを減らさないで、こういった緑地を確保、保存するという感じでも、水戸市の考えているのはあるのかどうか。

## 執行機関

もちろん私共としては、緑を守る立場なので、保存樹、保存樹林地に指定して、変わるのを抑制したいという思いはあります。

## 議長

そうすると、保存樹林地としての指定は難しいという感じでしょうか。

## \_\_\_委員

難しいけどそういう結論ですよ。

## 議長

文言が難しいけど、わかりやすく言えば不適なんだけど、なにになとしてというところが、今までの意見を汲んでもらって、まとめてもらおう。内容は不適ということでどうですか、みなさん。

(「異議なし」との声あり)

## \_\_\_委員

かわいそうな気がしますけれど。申し訳ないですね。

## \_\_\_委員

これ例外を認めちゃうと、多分あっちこっち申請出て、これはオッケーでうちは駄目なのってなっちゃう可能性があるんでね。10万円のために最初綺麗にしておいて、申請して、もらえるものもらってそのままなにもしなくても10万円もらえちゃうわけですよ、そしたら悪い例になっちゃう。

## 執行機関

たしかに、今のところと別のところを差別化するなにかがあれば、という意見

もありましたね。

### \_\_\_委員

周りに比べて、ここがなにか特別っていうものがあればね。

### \_\_\_委員

過去に許可を出したところでも、例えば10万円じゃなくても5万円、半分のボリュームで5万円もらっているところでも、もらえばなしでなにもやっていないっていうところもあるんでしょうけどね。分からないですけどね。

### 執行機関

そのへんにもメスを入れなければいけないのかな、と。

### \_\_\_委員

そもそもメンテナンスの費用に充てるということで、補助出しているわけではないとすれば、もらった側は別になにも咎められないということは、そのへんがちょっと、隣がもらえてうちがもらえていない、申請だけすればもらえるんだよ、というのが広がっちゃうと、どうなのかなっていうのが正直あるので。目的がはっきり分からないところなので。保存樹だって、少しずつ何かしらやらなくちゃならないのに、やらないで置いてそのままになっちゃったら。

### \_\_\_委員

だから、指定した以上は、水戸市のほうも定期的に自分の目でチェックいれなきゃ駄目なんですよ。どういうものにお金が出てっているのか。荒れ果てているんだっつらば、本来の趣旨から外れないよう指導する。

### \_\_\_委員

今の基準に満たないから却下というのは出せないんですか。

### 執行機関

そういうルールがないんですよね、現時点では。そういう御意見を頂いて、内部で改善していくという考えはあります。

### \_\_\_委員

逆に危険なのがそこだと思います。微々たるお金だろうけども、年に一回だろうけども、確実に入るお金、なにもしないでも入るお金ってことになるわけです。

よね、今後ね。

## 議長

だから私は、保存樹とかに指定した後、いっぱい水戸市内にあるんだけど、ただ指定しただけが公園緑地課の任務じゃなくて、それをみんなで楽しむということも大事なので、一度にはできないので、西部とか北部とか分けながら、今年は北部で、保存樹や保存樹林に指定したところを水戸市民にそういう情報を投げて、ツアーじゃないけれどもそういうのをやったって、おかしくないと思うんですよ。看板は立っている、樹木にプレートがあるだけで、いわゆるイベントらしきものをやっていない、ということなんですよ。そういうことをやると、広報みとの裏側に、各課で記事が載っていると思うんです。いまは歴史文化財課の記事がずっと載っていると思うんですよ。その前は農政課かなにかの記事が載っていて、いつか、来年とか再来年、公園緑地課の担当になって、今のようなやつを、保存樹林はこうだっというものを出していく、そういう計画もやっていってもらったら、みんなにとっても良いし、よくなっていくのかなと思っています。今後の問題だけだね。

## \_\_\_委員

そうですね。保存樹のマップのような感じであつたら。それで行ったらばどういうこと、みたいな感じになっちゃうから、私もどこまでできるか分からないんですけど。

## 執行機関

昔はあつたんですが、いま最新のものはないです。

以前作ったものは個人情報とか、そういう観点でフェードアウトしちゃつたと聞いているんですけど。それもだいぶ前の話です。

## \_\_\_委員

保存樹なくなつてたりして、切られて。

## 執行機関

そういうものもあります。

## \_\_\_委員

ありますよね、絶対ね。でもお金は払っているじゃないですか。

## 執行機関

そういうのがないように、一応、現況の現地調査というのを昨年度やったりしています。

## 議長

では、そうすると、藤井町の保存樹林地は不適という形にしてまとめてもらうということでね。今回は3件あったんですけども、いずれも保存樹と保存樹林は該当するものはないという結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## 議長

では、私のほうの司会を終わりにします。ありがとうございました。事務局のほうに戻します。

## 執行機関

\_\_\_\_委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、現地視察並びに小委員会を実施していただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまで本日の小委員会を無事終えることができました。今回の審議の内容について、今後緑化推進会議へ報告させていただきます。次回の緑化推進会議の開催については、追ってご連絡差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、本日はお疲れさまでした。